

窃盗(万引き)に関するクイズです。

Quiz
1

商品をカバンやポケットに隠しても店から出なければ万引きとはならない。

YES

NO

Quiz
2

友だちに誘われて見張りをしたただけなら罪に問われない。

YES

NO

Quiz
3

万引きが見つかったもお金を支払えば罪に問われない。

YES

NO

せつとうはん 窃盗犯にならないで。

万引きは10年以下の懲役または50万円以下の罰金!!

すべて警察に通報されます。

答え
1

NO

精算前の商品をカバンやポケットに入れた段階で犯罪として成立します。そのため店内であっても、窃盗罪に問われることがあります。

答え
2

NO

見張り役をすることは、一緒に窃盗をしなくても、犯罪を助ける行為になるので、共犯になる可能性があります。

答え
3

NO

万引きをして、あとでお金を支払っても窃盗をしたことには変わりはなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。

困りごとがあったらひとりで悩まないですぐ相談しよう。

24時間子供SOSダイヤル
(年中無休)

0120-0-78310
(なやみ言おう)



特定非営利活動法人
全国万引犯罪防止機構

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階
Tel. 03-5244-5612 Fax. 03-5244-5613

<https://www.manboukikou.jp>

*この壁新聞は全国万引犯罪防止機構のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

企画協力 **経教** 一般社団法人 日本経済教育センター <http://www.keikyo-center.or.jp/>
編集専門委員: 池田 三知子 (一社)日本経済団体連合会SDGs本部本部長 三枝 利多 東京都目黒区立東山中学校教諭
(50音順) 篠田 健一郎 東京都立西高等学校教諭 竹原 真 東京都江東区立南砂第二中学校校長
協力: 全日本中学校長会生徒指導部
後援: 文部科学省/警察庁/日本小売業協会
協力: 工業会 日本万引防止システム協会



この壁新聞は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。